〈青森県の遠隔手話通訳等の端末利用の流れ～県意思疎通支援者派遣事業による派遣（団体主催のオンライン会議の場合）～〉

	団体	県	派遣事業委託先 （県ろうあ協会）	意思疎通支援者
申請	○手話通訳又は要約筆記の派遣依頼 ○新型コロナウイルス感染防止のため遠隔による通訳を依頼	○団体からの申請を受け遠隔による通訳が必要と判断 ○端末及び部屋の空き状況を確認 ○意思疎通支援者を依頼	○意思疎通支援者を調整・依頼	○派遣依頼を受ける（遠隔による通訳、派遣先は県庁であることを了承）
	○意思疎通支援者の通知を受ける	○意思疎通支援者決定・通知	○意思疎通支援者決定・通知	○通訳依頼を了承
	○団体のスマホ等にZoomをインストールしておく			
	○会議のZoomのIDとパスワードを設定・県へ通知	○会議のZoomのIDとパスワードの通知を受ける		
事前準備	○接続確認時間にZoomに入室して接続を確認	○接続確認時間にZoom入室		

	団体（会場等）	県		意思疎通支援者（場所：県庁）
当日 ★遠隔手話	○Zoomに入室して接続 ○会議等を開始	○Zoom機器･部屋を準備 ○Zoomに入室して接続		○県庁に待機
	遠隔による通訳を利用			遠隔による通訳